

共済さが

令和4年
3月号

No.364

令和4年
3月29日発行



写真提供：(一社)佐賀県観光連盟

唐津城の桜 (唐津市)

- ◆ 令和4年度の短期(医療)給付財源率(掛金・負担金率)が変更になります 2
- ◆ 特定健康診査・特定保健指導を受けましょう 4
- ◆ 第2期データヘルス計画について(平成30年度～令和5年度) 5
- ◆ 老齢厚生年金の請求手続き等について 6
- ◆ 令和4年4月 年金制度が改正されます 7
- ◆ 新組合会議員の紹介 8
- ◆ 入学貸付・修学貸付のご案内 8
- ◆ 被扶養者の異動手続きについて 9
- ◆ 令和4年度の任意継続組合員の掛金率が決定しました 9
- ◆ 被扶養者の失業給付の受給には注意が必要です 10
- ◆ 被扶養者認定等に必要となる確定申告書及び収支内訳書等は必ず保管してください 10
- ◆ 共済貯金の臨時積立 11
- ◆ 令和4年度の年金額は0.4%の引下げ 11
- ◆ マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!(政府広報) 12

令和4年度の短期(医療)給付財源率

短期(医療)給付の所要財源率の引下げ

令和4年度の短期給付事業は、高齢者医療制度への支援金等の減少により、令和3年度の所要財源率99.94%から、5.94%引下げ、94.0%に設定し事業運営を行うことになりました。

短期掛金率・負担金率(%)

掛金率	負担金率
47.0(1.515減)	47.0(2.97減)

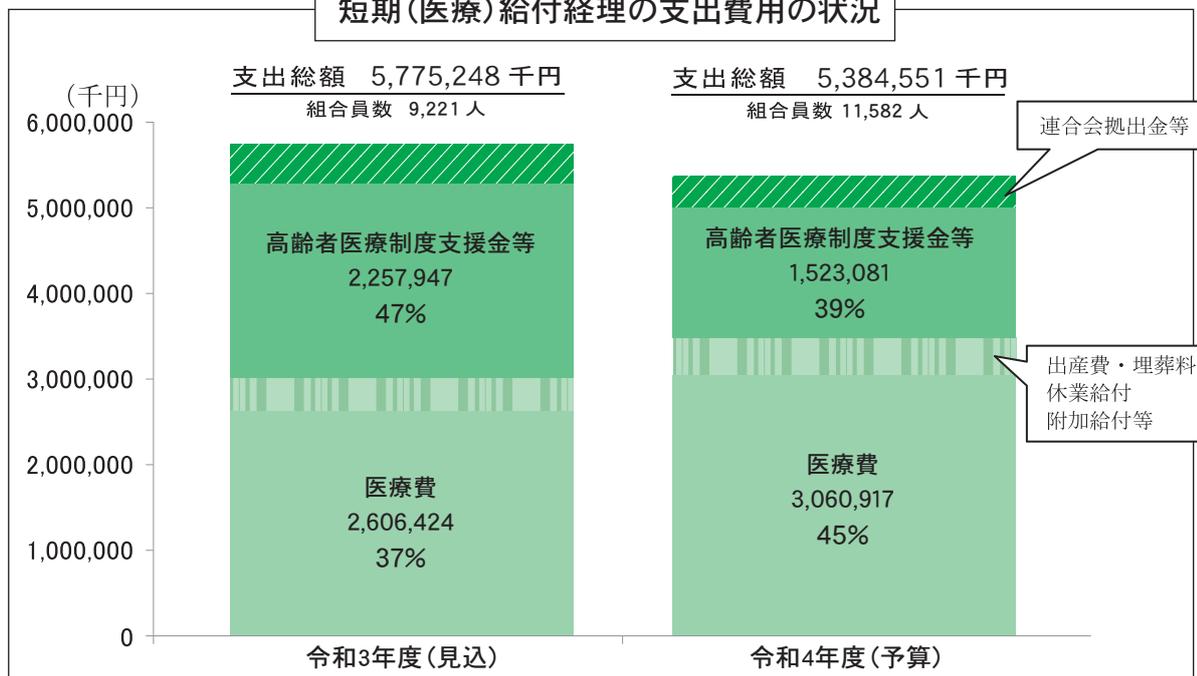
● 高齢者医療制度に対する支援金等の負担は減少

共済組合は、75歳以上の医療費の運営に係る現役世代の負担として、「後期高齢者支援金」を、65歳から74歳の医療費に係る医療保険者間の財政調整として「前期高齢者納付金」、その他を負担しており、その合計額は、令和3年度より約7億3千万円減少しましたが、引き続き15億円以上の大きな負担となっています。

● 令和4年10月からの地方公務員等共済組合法適用拡大の影響

年金制度の機能強化の一つである、被用者保険(厚生年金・健康保険)の更なる適用対象の拡大に併せて、地方公務員等職員で被用者保険の適用対象である非常勤職員に対して、短期給付(医療保険)・福祉事業(健康診査等)を適用することとなります。このため、組合員数は大幅に増加し、医療費は4億5千万円程の増加が見込まれます。

短期(医療)給付経理の支出費用の状況



介護掛金・負担金率の引上げ

令和4年度に納付する介護納付金の増加により、令和3年度の18.0%から、0.4%引上げ、18.4%に設定し事業運営を行うことになりました。

介護掛金率・負担金率(%)

掛金率	負担金率
9.2(0.2増)	9.2(0.2増)

(掛金・負担金率)が変更になります

共済組合の今後の取り組み

短期給付事業の財政状況は大変厳しい状況となっておりますが、みなさんの現役時代における疾病予防・早期発見・早期治療による健康の保持が、高齢期の医療費増加の抑制策となります。

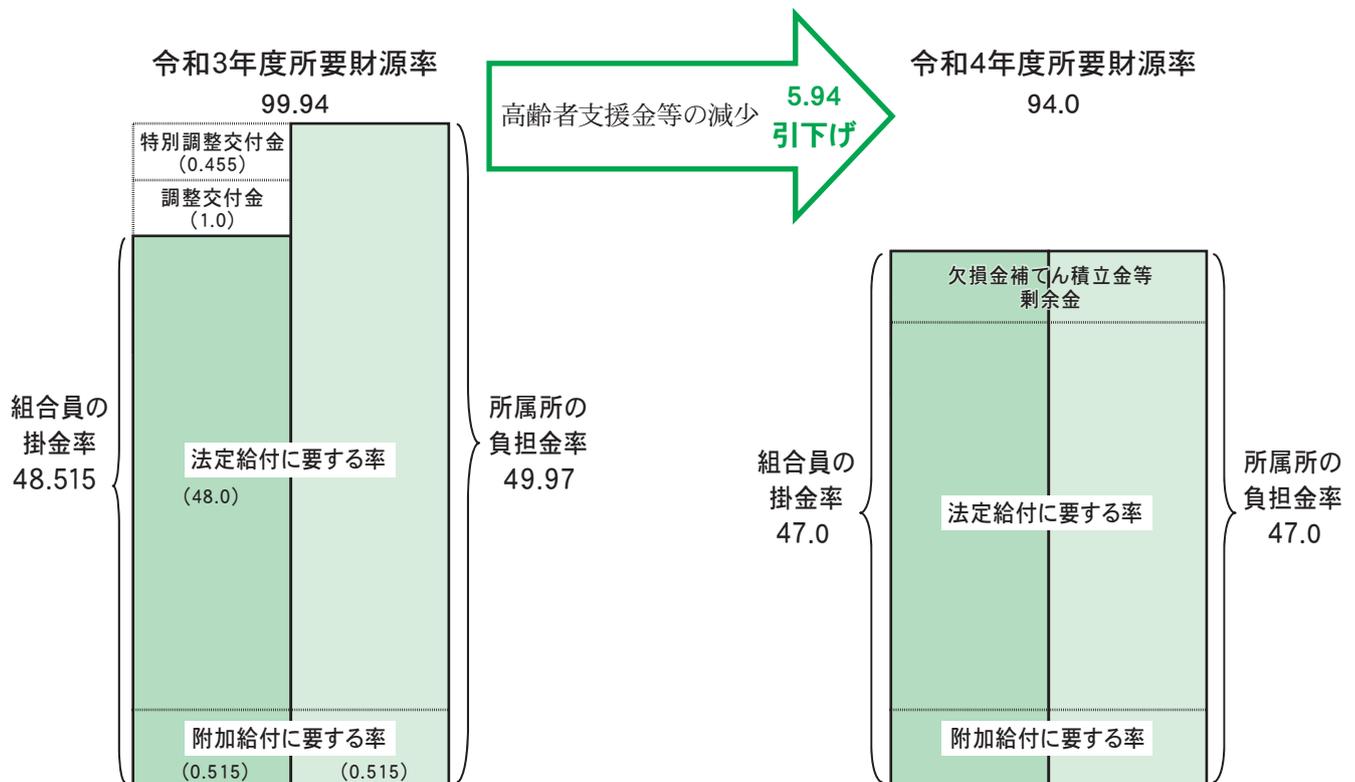
そこで、共済組合では、令和3年度に引き続き以下の点について重点的な対応を行っていくこととしております。

生活習慣病、呼吸器系疾患、歯科疾患の予防の促進及び医療費増高対策

- ・特定健診の結果とレセプトデータを基に分析（データヘルス計画）を行い、組合員・職場の健康づくりを推進します。
- ・過去の実績を参考に所属所訪問による「健康づくり推進懇談会」を開催します。
- ・「インフルエンザ予防接種助成事業」を引き続き行います。
- ・ジェネリック医薬品の利用促進を行います。
- ・柔道整復師の施術にかかる療養費の適正化への取り組みを行います。
- ・「歯科健診」の実施による歯科疾患の予防対策を行います。
(令和4年度実施地区:伊万里市・鹿島市・嬉野市・西松浦郡・藤津郡地区)
- ・シニア世代向け健康サポートを行います。

今後も、短期給付の「財政安定化」に向けて、各所属所と連携をとりながら、これまで以上に医療費増高対策に努めていきますので、組合員のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

令和4年度 短期給付の掛金・負担金率(%)



注 令和4年度は、全国市町村職員共済組合連合会の「短期給付財政調整事業」及び「短期給付特別財政調整事業」の交付基準率以下となるため、財政調整事業の対象外となる。

特定健康診査・特定保健指導を受けましょう

令和2年度特定健康診査受診率(組合員)

	受診率
杵藤地区広域市町村圏組合	98.6%
伊万里・有田消防組合	98.6%
佐賀中部広域連合	98.5%
鳥栖・三養基地区消防事務組合	98.4%
江 北 町	98.1%
佐賀東部水道企業団	98.1%
太 良 町	98.0%
佐 賀 市	97.9%
多 久 市	97.9%
小 城 市	97.5%
鹿 島 市	96.3%
み や き 町	95.6%
伊万里・有田地区医療福祉組合	95.6%
大 町 町	94.7%
伊 万 里 市	94.1%
全 体	93.9%
上 峰 町	93.8%
玄 海 町	93.3%
有 田 町	92.5%
唐 津 市	90.3%
嬉 野 市	90.3%
白 石 町	88.9%
神 埼 市	87.7%
基 山 町	86.7%
武 雄 市	86.1%
鳥 栖 市	85.9%
吉 野ヶ 里 町	82.8%

令和2年度特定保健指導実施率(組合員：国への報告値)

	実施率
鹿 島 市	62.5%
武 雄 市	61.2%
白 石 町	58.1%
佐 賀 市	52.5%
嬉 野 市	50.0%
伊万里・有田地区医療福祉組合	40.7%
唐 津 市	36.7%
全 体	29.6%
佐賀中部広域連合	23.5%
鳥栖・三養基地区消防事務組合	21.4%
有 田 町	19.4%
江 北 町	13.3%
小 城 市	8.9%
伊 万 里 市	8.3%
伊万里・有田消防組合	5.3%
鳥 栖 市	5.2%
多 久 市	4.5%
み や き 町	3.2%

● 特定健康診査

40歳以上74歳未満の方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病のリスクがある方を抽出します。

● 特定健康診査受診率(実績と目標)

令和2年度の各所属所の組合員に係る受診率は左表のとおりです(対象者が少ない所属所は除く。)。組合員、被扶養者全体では下の表のとおりです。

受診率 (%)	2年度実績	2年度目標	5年度目標
組合員	93.9	96.0	90.0
被扶養者	37.0	56.0	

※ 令和2年度は目標を達成できませんでした。

● 特定保健指導

特定健康診査に基づき生活習慣病のリスクがある方で生活習慣改善により予防が期待できる方に特定保健指導を実施します。

● 特定保健指導実施率(実績と目標)

令和2年度の各所属所の組合員に係る実施率は左表のとおりです(対象者が少ない所属所は除く。)。組合員、被扶養者全体では下の表のとおりです。

実施率 (%)	2年度実績	2年度目標	5年度目標
組合員及び被扶養者	28.1	38.5	45.0

※ 令和2年度は目標を達成できませんでした。

- 特定保健指導の利用が無い、または国への報告時(令和3年10月末)に終了者がいない所属所(実施率0%)

神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、太良町、杵藤地区広域市町村圏組合

● 令和3年度分の特定保健指導のご案内

令和3年度中の特定健診結果による特定保健指導は、本年5月頃まで対象者の方に利用の案内を行う予定です。特定保健指導については、利用しやすい日時を選択可能な「自宅訪問式の特定保健指導」も行っております。費用は全て共済組合が負担しますので案内が届いた方は是非ご利用ください。

なお、全保険者の特定健康診査受診率・特定保健指導実施率は公表されますので引き続き保健指導実施率の向上にご協力をお願いします。



● 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率と後期高齢者支援金

特定健康診査受診率、特定保健指導実施率及びその他指標による評価でペナルティとして共済組合が支払う後期高齢者支援金に加算が行われ(最大10%)財源率(掛金率・負担金率の合計)が引き上げられることで、組合員のみなさんの家計に影響を与える可能性があります。

ご自身や大切な家族のため、特定健康診査は毎年必ず受けましょう。また、特定保健指導の案内が届いたら、是非とも利用して最後まで続けましょう。特に、被扶養者の方には組合員の方からのお声掛けをお願いします。



第2期データヘルス計画について(平成30年度~令和5年度)

データヘルス計画とは

佐賀県市町村職員共済組合では、保険者機能強化の一環として、各種保健事業の効果的な実施のため、「第2期データヘルス計画」に基づき、レセプトと健診データの分析から健康課題を明らかにするとともにPDCAサイクルに沿って事業の効果測定と評価を行い、各種保健事業の効果的な実施のため、必要に応じ所属所と連携して保健事業を行います。

第2期データヘルス計画の目標について

「第2期データヘルス計画」では、特定健康診査受診率の向上、特定保健指導実施率の向上、ジェネリック医薬品利用促進及び医療費適正化を目標として各種保健事業を実施します。

老齢厚生年金の請求手続き等について

老齢厚生年金（退職共済年金）の支給開始年齢は、次の表のとおりとなっており、これから退職される多くの方については、退職の時点で老齢厚生年金の受給権が発生していない状態となっています。

今回は、支給開始年齢到達による老齢厚生年金の請求手続き等について説明します。

【支給開始年齢】

一般組合員

生年月日	支給開始年齢
S 28.4.1以前	60 歳
S 28.4.2 ~ S 30.4.1	61 歳
S 30.4.2 ~ S 32.4.1	62 歳
S 32.4.2 ~ S 34.4.1	63 歳
S 34.4.2 ~ S 36.4.1	64 歳
S 36.4.2以後	65 歳

特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢
S 34.4.1以前	60 歳
S 34.4.2 ~ S 36.4.1	61 歳
S 36.4.2 ~ S 38.4.1	62 歳
S 38.4.2 ~ S 40.4.1	63 歳
S 40.4.2 ~ S 42.4.1	64 歳
S 42.4.2以後	65 歳

※ 特定消防組合員…消防司令以下の消防職員であった方で、60歳時点（60歳よりも前に退職したときは退職時）まで引き続き20年以上消防職員として在職していた組合員

● ワンストップサービスと年金の請求手続き

被用者年金一元化に伴い、制度ごとに別々の窓口で行っていた年金に関する手続きや相談が、年金事務所や各都道府県の共済組合など、受給権者の望むいずれか一つの窓口で行えるようになりました。これを「ワンストップサービス」といいます。

請求書は、老齢厚生年金の受給権発生日の属する月の3ヵ月前に、**最後に加入していた実施機関**から自宅あてに送付されますので、請求書が届きましたら内容を確認し、**受給権発生日（受給開始年齢誕生日の前日）以後に**、必要書類とともに提出してください。

なお、種別の異なる厚生年金被保険者の加入期間がある方については、種別ごとに老齢厚生年金の裁定と支給が行われます。

【一元化後の被保険者の種別と実施機関】

被保険者の種別	対象者	実施機関
第1号厚生年金被保険者	民間サラリーマン等 (第2～4号以外の者)	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合連合会等
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方職員共済組合 公立学校共済組合、警察共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 東京都職員共済組合
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

※ 退職された後に住所や氏名を変更された場合は、年金の請求書を送付することができませんので、共済組合年金課までご連絡ください。

お問い合わせ：共済組合 年金課 TEL 0952-29-0333

令和4年4月 年金制度が改正されます

● 65歳未満の在職老齢年金制度について支給停止とならない範囲を拡大

支給停止の基準額を65歳未満も65歳以上と同じ47万円に

現行の支給停止の基準額は65歳未満は28万円、65歳以上は47万円に分けられていますが、65歳未満も65歳以上と同じく支給停止の基準額が47万円に引き上げられ、同じ計算方法になります。

年金 = 老齢厚生年金の年額（加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。）の1/12
※ 公務員以外の期間の老齢厚生年金がある場合、すべての年金額を合算します。

賃金 = 「標準報酬月額等」と「過去1年間の賞与等の1/12」の合計

年金 + **賃金** > 47万円 → 支給停止額（月額） = （**年金** + **賃金** - 47万円）× 1/2

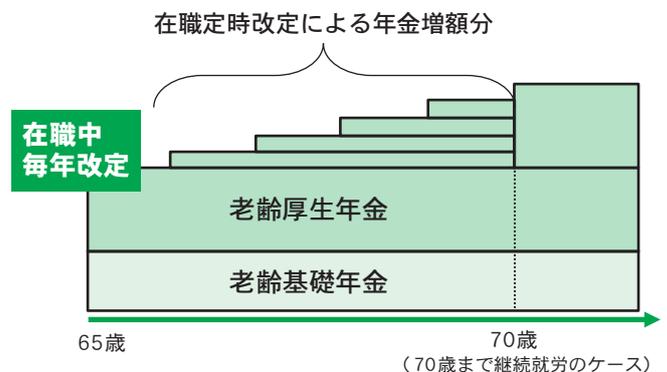
※ **年金** + **賃金** が47万円以下の場合、支給停止額は0円となります。

（注） 47万円は令和4年度の基準額です。今後、物価、賃金等の変動により改正される場合があります。

● 在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年改定

在職中は毎年1回定時に年金を改定

現行の制度では、65歳以降も働き続ける方が納める保険料は、退職するか、70歳にならないと年金額に反映されませんでした。年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図るため、65歳以上で在職中の方については、資格喪失時の改定に加え、毎年10月に年金額の改定が行われます。



● 受給開始時期の選択肢の拡大

繰下げ受給が75歳まで可能に

これまでの国民年金・厚生年金の受給開始時期は、60歳から70歳まででしたが、高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度をより柔軟で使いやすいものとするため上限が75歳に見直されます（増額率は一月当たり0.7%で据え置かれます。）。

なお、退職等年金給付の退職年金の繰下げ上限についても、同じく75歳に見直されます。

（注） 令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となります。

繰上げ受給の減額率が0.4%に緩和

繰上げ受給した場合の減額率については、平均余命の延伸に伴い一月当たり0.5%減額から0.4%減額に引き下げられます。

（注） 令和4年4月1日以降に60歳に到達する方が対象となります。

改正点

<国民年金・厚生年金>

繰上げ受給 減額率
一月当たり ▲0.5% → ▲0.4%

繰下げ受給 受給開始年齢
70歳まで → 75歳まで

<退職等年金給付>

繰下げ受給 受給開始年齢
70歳まで → 75歳まで

※ 退職等年金給付の繰上げ・繰下げによる年金額は、年金請求時点の終身年金現価率等に応じて増減します。



市町村長議員 第1区
坂井英隆 議員
(佐賀市)

新組合会議員の紹介

組合会議員の退職に伴い、令和3年11月18日に組合会議員の補欠選挙が行われ、佐賀市長の坂井英隆氏が選出されました。令和4年11月30日までの任期の間、共済組合の事業運営にご尽力いただきます。

入学貸付・修学貸付のご案内

年利1.26%

共済組合では、入学金や授業料等のために必要な資金について貸付を行います。是非ご利用ください。

貸付の種類	《 入 学 貸 付 》	《 修 学 貸 付 》
貸付利率	年1.26%(令和4年3月現在) ※ 変動利率	
貸付の事由	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、入学する場合	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、修学している場合
対象学校	○ 学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校及び外国の国内の貸付対象となる学校に相当する学校	
貸付限度額	○ 給料月額6ヵ月分の範囲内 最低額10万円から5万円単位で最高限度額200万円	○ 最高限度額180万円(3月貸付時) 最低額10万円から5万円単位で申込月の限度額の範囲内 例) 9月貸付の限度額 90万円 月当たり15万円 ×6(当該年度10月～3月の月数)
償還方法	○ 元利均等償還 ○ 貸付を受けた月の翌月から償還開始	○ 元利均等償還 ○ 修学期間中は、元金の償還を据置き、利息のみの償還 ※ 修学期間中も元利償還申出可能
提出書類	○ 貸付申込書 ○ 借用証書(印鑑証明添付) ○ 対象者の戸籍抄本(組合員の被扶養者である場合は不要)	○ 借入状況等申告書 ○ 在学証明書(申込み年度の4月1日以降発行分) ※ 4月5日までの申込みについては、入学前は「合格通知書(写)」、進級前は「進級前の在学証明書」を申込み時に提出し、4月中に「該当年度の在学証明書」と差替えます。 ○ 修学費用明細書…確認できる書類を添付
申込日及び貸付日	毎月5日までに申込み、毎月月末交付 ※ 入学貸付については、申込みが費用の支払い前であれば、随時交付も可能です。	

◆ 貸付を希望される方は、所属所の共済組合事務担当者へご連絡をお願いします。

借入状況等の申告について

共済組合及び他の金融機関等からの借入金に対する償還予定額の合計が、給料の30%に相当する額を超える等の申込みについて、共済組合は貸付を行いません。

貸付を申し込む際は、自身の借入状況を把握し、「借入状況等申告書」にて正しく申告を行ってください。

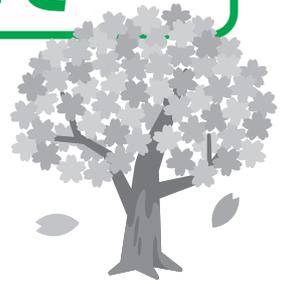
なお、共済組合以外からの借入金に係る申告については、その確認書類(「償還予定表」、「残高証明書」等)の添付をいただきます。また、以前に共済組合から貸付を受けた方が新規の貸付を申し込む場合、先に申告済のものを含む全ての借入金について最新の状況を確認しますので、「完済通知書」等、発行された書類は大切に保管しておいてください。

被扶養者の異動手続きについて

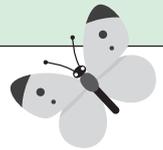
春は、就職や進学など異動が多い季節です。

被扶養者が就職した場合は資格の取消し、大学などに進学する場合は被扶養者の再認定の手続きが必要となります。

なお、被扶養者資格の取消しの手続きが遅れた場合は、遡って資格を取り消すことになり、資格の取消日以降の医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

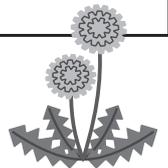


	令和4年4月の状況	手続きに必要な書類
取消し	① 被扶養者が就職したとき (就職先で健康保険に未加入の場合であっても、パートやアルバイトなどで月額108,334円以上の恒常的な収入がある場合は、資格の取消しの手続きが必要となります。)	・被扶養者申告書 ・組合員被扶養者証 ・取消日が確認できる書類 (健康保険証の写しや雇用証明書など)
再認定	② 高専・短大・大学・大学院へ進学するとき、または在学中のとき(夜間・定時制・通信制を除く。)	・被扶養者申告書 ・在学証明書(令和4年4月以降に発行されたもの)
	③ 専門学校・看護学校・予備校へ進学するとき、または在学中のとき	・被扶養者申告書 ・在学証明書(令和4年4月以降に発行されたもの) ・令和4年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・雇用証明書(収入がある場合)
	④ 18歳以上で求職中・未就労であり無職・無収入のとき、またはアルバイトなどの収入が月額108,334円未満のとき	・被扶養者申告書 ・扶養申出書 ・令和4年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し ・雇用証明書(収入がある場合)



注1 必要に応じて、上記以外の書類を依頼することがあります。

注2 ③、④に該当する場合は、所得税法上の扶養親族であることが、被扶養者の再認定の条件となります。



令和4年度の任意継続組合員の掛金率が決定しました

任意継続組合員の令和4年度短期(医療)掛金率、介護掛金率が次のとおり決定しましたのでお知らせします。

区分	令和3年度	令和4年度
短期(医療)掛金率	98.485%	94.00%
介護掛金率	18.0%	18.4%



掛金の額は、次の①、②のいずれか少ない額に短期(医療)掛金率を乗じて算出します。

なお、40歳以上65歳未満の方は、次の①、②のいずれか少ない額に介護掛金率を乗じて算出した額も合わせて納付していただきます。

- ① 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額
- ② 前年の9月30日(1月から3月に任意継続組合員の資格を取得した場合においては前々年の9月30日)における
共済組合の短期給付の適用を受ける組合員(任意継続組合員を含む。)の標準報酬月額の平均額を標準報酬
の基礎となる報酬月額とみなして求めた標準報酬の月額(令和4年度 36万円)

※ 任意継続組合員の手続等については、「共済さが」令和3年9月号(No.363)をご確認ください。
共済組合ホームページ<http://www.saga-kyosai.jp/>でもご覧いただけます。

被扶養者の失業給付の受給には注意が必要です

雇用保険制度の失業給付は、再就職を目指す方の失業中の生活を保障する給付であり、一定期間に渡って支給されるため、恒常的な収入とみなします。

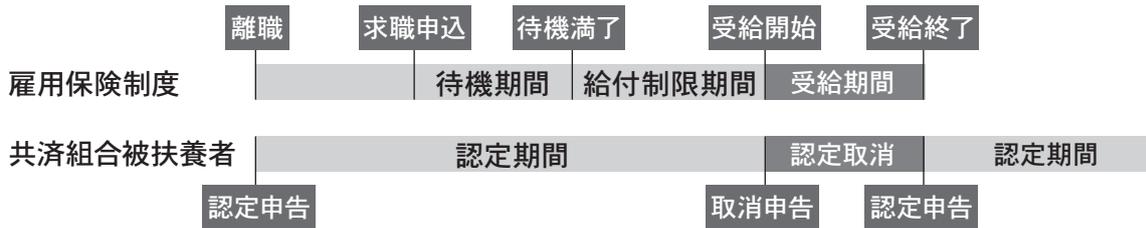
失業給付を受給する場合の本組合の被扶養者の認定基準は、給付日額が3,612円（130万円÷12月÷30日）以上であれば、被扶養者として認定することができません。このため、被扶養者として認定された後、日額3,612円以上の失業給付の受給を「雇用保険受給資格者証」で確認できた場合は、被扶養者の取消の手続きが必要となります。

ただし、離職理由が自己都合などの場合で、離職日の翌日から求職申込までの期間、待機期間（7日）及び給付制限期間（3ヵ月）中は、失業給付の受給がありませんので、受給が始まるまでは被扶養者として認定することができます。

※ 被扶養者の認定・取消の手続きには、「被扶養者申告書」及び確認書類の提出が必要です。事由が発生した場合は、速やかにお勤め先の共済組合事務担当課を通じて手続きをお願いします。特に、離職日または失業給付の受給終了を事由とする被扶養者の認定で、事実の発生日から30日を経過して申告された場合は、離職日または失業給付の受給終了日の翌日から認定することはできませんのでご注意ください。

※ 認定対象者が公的年金を受給されている場合は、年金の種類や年齢で基準となる日額が異なりますので、詳しくはお勤め先の共済組合事務担当課または共済組合保健課にお問い合わせください。

失業給付（給付制限期間あり日額3,612円以上）受給の場合の認定・取消事例



被扶養者認定等に必要となる確申告書 及び収支内訳書等は必ず保管してください

組合員の被扶養者として認定申請を検討されているご家族に、農業収入、事業収入、不動産収入などがある場合は、税務署の受付印が押印（電子申請の場合は申請日が印字）された確定申告書及び収支内訳書等の写しを添付していただくことになります。

なお、すでに被扶養者に認定されている方についても、被扶養者の資格調査（令和4年7月実施）の際、添付していただくことになりますので、大切に保管しておいてください。

また、扶養認定において共済組合が認める必要経費と所得税法上の必要経費は異なりますのでご注意ください。詳しくは、共済組合保健課へお問い合わせください。



共済貯金の臨時積立

★年利0.6% (半年複利)
★個人で直接の積立も可能

共済貯金は、加入者のみなさんからお預かりした資金を安全・有利に運用し、高利回りの預金としてご愛用いただいております。ボーナスや臨時収入のお預け入れにつきましても、是非ご利用ください！ 臨時積立は、共済貯金を中断されている方もご利用できます!!

臨時積立内容

積立方法 添付の「払込票」を使用し、最寄の佐賀銀行で振込んでください。
振込手数料は組合員負担となります。

※ 新たに払込票が必要になった場合は、所属所の共済組合事務担当者がお持ちですので問い合わせてください。

積立金額 千円単位で、積立金額の上限はありません。

利息 共済組合の口座に入金されたその日から利息が発生します。

回数 臨時積立は同一月に何度でも可能です。

入金通知 臨時積立をされた場合、「貯金入金通知書」を積立月の翌月10日前後に送付します。



臨時積立を希望する共済貯金未加入の方は、所属所の共済組合事務担当者に申し出てください。加入手続き後、臨時積立が可能になります。

お問い合わせ：佐賀県市町村職員共済組合
総務課 貯金係
TEL 0952-29-0334



市町村共済		貯 払 込 票		テレ為替	
令和4年度		令和4年4月分			
金額	¥ 200,000		円	定例積立金	円
払込先銀行	佐賀銀行 県庁支店			内 臨時積立金	200,000 円
受取人 氏名	佐賀県市町村職員共済組合				円
預金種目	普通	口座番号	100847		円
依頼人 住所	100-206			(受領印)	(備考)
依頼人 氏名	共済太郎			この「払込票」が報告書となります。住所の欄に組合員証記号番号を記入してください。	
上記金額を払込みました。					
株式会社 佐賀銀行					
(払込人保管)					

※ 共済組合は金融機関ではないため、組合員と共済組合の間にはペイオフ制度は適用されません。そのため、資産運用にあたっては高いリスクを避け、安全第一を心がけて、組合員のみなさんが安心して利用していただけるよう努めています。

令和4年度の年金額は0.4%の引下げ

名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

令和4年度の参考指標		
・物価変動率	...	▲0.2%
・名目手取り賃金変動率	...	▲0.4%
・マクロ経済スライドによるスライド調整率	...	▲0.3%

令和4年度の年金額は、新規裁定年金、既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率(▲0.4%)によって改定されます。

なお、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和4年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われず、未調整分(▲0.3%)については翌年度以降に繰り越されます。

利用申込受付中!

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



利用には申込が必要です

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- 1 申込者本人のマイナンバーカード
+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダー)
- 3 アプリ「マイナポータル」のインストール

iPhone



Android



STEP1

●「マイナポータル」を起動する。

STEP2

●「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

STEP3

●利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

●マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!



ここをタップ(押す)!

医療機関・薬局の
顔認証付きカードリーダー
でも申込できるよ

●セブン銀行ATMでも申込できる!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

申込方法は
特設ページでも
確認できます!



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分